

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
1	北部	質問	実施方針	3	第3 1 (4) ア (7)	敷地面積の6, 119. 96㎡には、本事業の管理対象となる従業員用駐車場 (1, 469. 98㎡) も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	北部	質問	実施方針	4	第3 (4) ア (ア) ※1	隣接する石巻地区体育館駐車場南側の従業員駐車場の補修及び修繕記録があればご開示願います。	補修や修繕の実績はありません。
3	北部	質問	実施方針	5	第3 1 オ (ア)	「光熱水費は基本的に市が負担する」とあるが施設の老朽化など不可抗力により地下で水道の漏水があった場合、修繕料についても市が負担してくれるのかご教示ください	事象により不可抗力と判断した場合は、不可抗力の規定に従います。
4	北部	質問	実施方針	10	第4 2 (1)	事業者の提案内容について事前協議する場として、募集選定スケジュールに個別対話をする機会を設けて頂けないでしょうか。また対話を実施して頂ける場合、企業グループ内での連携提案も対話の議題としたいため、複数企業での参加も認めて頂けないでしょうか。	入札における公平性・透明性確保の観点から提案内容に関する個別対話は実施しないものとします。
5	北部	質問	実施方針	11	第4 3 (2) ウ (ア)	受配校及び北部学校給食センターの見学の実施期間が11月6日から11月17日までのうち、市が指定する日と記載がいありますが、全見学希望企業を同一日時にて開催する予定でしょうか。また、給食センター見学のみの参加でもよろしいでしょうか。	日時については、お申込みいただいた事業者には個別に通知済みです。 給食センターのみの見学も可能ですが、実施方針に記載のとおり「なお、本見学は配送車両の確実な調達のために行うものであり、運営企業のみが参加できることとするとともに（その他企業として配送企業が同行することは可能）、本見学への参加の有無は評価には一切影響しない」ことに、ご留意ください。

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
6	北部	質問	実施方針	12	第4 3 (2) ア (ウ)	「令和4・5年度及び令和6・7年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者とする。」と記載されていますが、令和6・7年度申請受付前の場合どのような証明書類があればよろしいでしょうか。	令和4・5年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加者名簿に登録している者についての、参加資格要件確認基準日は参加表明書の提出期間の最終日としますが、令和6・7年度の名簿に登録している者についての参加資格確認基準日は、入札書の提出時とします。 入札説明書において、本規定を加筆・修正します。
7	北部	質問	実施方針	12	第4 3 (1) ア (ア)	「その他企業」とは、設計企業、建設企業、電気設備企業、厨房設備企業、配送企業等なども含まれ、参加が制限される業種は無いと理解して良いでしょうか。	第4 3 (1) アに「ただし、厨房機器関連企業は入札参加者となることはできない。」と規定しておりますので、「厨房設備企業」が「その他企業」を含む「入札参加者」になることはできません。 それ以外は、ご理解のとおりです。
8	北部	質問	実施方針	13	第4 3 (2) ア	不具合発生時や自然災害発生時などにおいて、事業者は迅速な対応が求められると思慮します。そこで「運営企業および維持管理企業は、豊橋市内に本社または事業所を有している者」と参加資格要件を追加して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、評価の対象とすることも想定します。
9	北部	質問	実施方針	13	第4 3 (2) ウ (ア)	維持管理企業の参加要件に「ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの大量調理施設の維持管理業務を行った実績を有していること。」と記載がありますが、本施設のような大型給食センターの維持管理を行うため、最大提供食数8,000食/日以上もしくは施設規模4,000㎡以上などの施設管理実績が必要かと思慮します。追記して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、評価の対象とすることも想定します。

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
10	北部	質問	実施方針	13	第4 3 (2) イ (ア) 及び (イ)	「実績を有していること」とは現在も要件該当施設で運営していると理解して良いでしょうか。	現在だけではなく、過去の実績を含みます。
11	北部	質問	実施方針	13	第4 3 (2) イ (ア) 及び (イ)	「実績を有していること」とは現在も要件該当施設で運営していると理解して良いでしょうか。	現在だけではなく、過去の実績を含みます。
12	北部	質問	実施方針	17	第5 2	最低賃金の上昇の際や、数年に1度の委託料の見直しは行われないのでしょうか。	具体的な指標等、物価に係る支払金額の改定は入札公告時に示します。
13	北部	質問	実施方針	18	第6 3	「SPCの設立は任意とする」とありますが、貴市のお考えとしてSPCの設立を強く希望するのかわからないのかお聞かせ下さい。	事業の安全性・安定性が確保されるとともに、市の財政負担が平準化される一つの対応策と考えていますが、事業者の提案に委ねます。
14	北部	質問	実施方針	23	別紙資料2 リスク分担	運営・維持管理の光熱水費負担について要求水準に定める上限使用料を超えた場合、超過分の費用は事業者による負担となっていますが、埋設配管など事業者が事前に確認が困難な個所からの漏水により上限使用量を超過した場合においては、都度貴市と帰責等について協議させて頂くという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者帰責でないことを確認することも含めて、協議は可能です。

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
15	北部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 不可抗力	<p>不可抗力は事業者で予測できない現象のため、「事業者の費用負担は無し」としてください。</p> <p>本事業は、竣工16年～25年目までの期間を維持管理運営していくため、新築から15年間維持管する建物とは異なり老朽化が進んでいる建物であります。一部負担であれ民間事業者の負担とすることは、見えざるリスクを民間事業者に負担させることになり、民間事業者は、そのリスクに対し不要な積算をしなければならなくなるためです。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>不具合発生時などに迅速に対応いただくことを目的に、当該委託料の1%までは事業者負担とします。</p>
16	北部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 物価変動	<p>運営期間中の物価変動に使用する指数について、維持管理業務費の物価変動は、「企業向けサービス価格指数-建物サービス：日本銀行調査統計局」又は、「消費者物価指数 財・サービス、サービス（全国）：総務省統計局」の指数を用いてサービス対価を改定することが一般的となっておりますが、上記2つの指数は実態と乖離した指数となっております。</p> <p>日本PFI・PPP協会において、この乖離した指数ではなく、維持管理業務の「サービス対価」の物価変動指数は、当該PFI事業の維持管理業務に従事する人員の人件費と相関関係が高い物価変動指数を選定する。と提言されております。</p> <p>&lt;推奨&gt;：【厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者5人以上。】</p> <p>上記の通り日本PFI・PPP協会において推奨されている指数を採用頂きますようお願いいたします。</p> <p>他の自治体様の案件では、個別対話により「企業向けサービス価格指数-建物サービス：日本銀行調査統計局」から【厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者5人以上。】に変更して頂いた事例があります。</p>	<p>検討し、入札公告時に示します。</p>

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
17	北部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 物価変動	<p>運営期間中の物価変動に使用する指数について、修繕業務の指数を設定する場合は以下の指数を採用頂きますようお願いいたします。</p> <p>【一般財団法人建設物価調査会、建築費指数、標準指数、事務所、SRC】 (継続PFI案件：ルミエール府中（第二期）にて採用)</p> <p>建設関連の価格高騰を全部ではないがある程度織り込んでいる指数であると考えております。</p>	検討し、入札公告時に示します。
18	北部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 物価変動	<p>修繕費に係る委託料について、設備機器の製造原価の高騰による価格変動は、物価改定の指数を用いても追いつかないことが想定されます。</p> <p>事業者起因しない要因の価格変動は、市側の負担としていただけないでしょうか。</p>	<p>基本的には事業契約書における委託料の改定規定に基づくものとし、改定指標がそぐわないと市が判断した場合は協議とします。</p> <p>なお、物価が下がった場合も同様です。</p>
19	北部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 法令変更	<p>「事業に特別に影響を及ぼす法令等の新設、変更に関するもの。」と記載がございますが、<u>施設所有者に係る法令変更、法令解釈変更、各通達等による点検基準や点検項目の変更による点検費用の増額は市の負担</u>と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
20	北部	質問	実施方針	24	別添資料2 ※4	<p>「施設の運営における光熱水費は、基本的に市が負担する」とありますが、配送にEV車を採用する場合、センターでの充電は可能でしょうか？</p>	LCCの縮減に資すると判断した場合は、EV配送車の給食センターでの充電を可とし、使用量の上限については協議に応じます。
21	北部	質問	実施方針		別添資料2 住民対 応、環境問題	<p>過去から現在にかけて事業者が行う業務に起因する近隣住民からのクレームはございますしたらご開示ください。</p>	<p>現在、近隣住民からのクレームはありませんが、過去のやり取りから開始時刻は7時、終了は17時までを遵守しています</p>

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
1	北部	意見	実施方針	10	第4 2 (1)	募集・選定スケジュールについて、令和6年1月上旬の入札公告以降に、学校給食センター見学会開催の検討をお願いします。 (令和5年11月実施の見学会はプラットフォームの見学等、運営企業のみ参加の為。)	開催する方向で検討いたします。
2	北部	意見	実施方針	13	第4 3 (2) イ (ア) 及び (イ)	要件該当の学校給食施設又はドライシステムに「5,000食以上」の条件を追加すべきと思います。	原案のとおりとします。 なお、評価の対象とすることも想定します。
3	北部	意見	実施方針	15	第4 3 (5) ウ	「情報公開について、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断される。」とありますが、前項 ア 著作権 と同様に該当企業に対し、開示内容について黒塗りの非開示部分など事前に協議を行うことは可能でしょうか。	豊橋市情報公開条例（平成8年条例第2号）第6条第1項第2号において「法人（略）に関する情報（略）であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」については、非公開とされております。 公開・非公開の決定にあたっては、条例第12条第1項において、非公開情報に該当するかどうかについて、第三者から意見書を提出させることができる、とされています。この意見聴取は市に義務付けられているものではありませんが、本規定を適用して、事前に当該提案書を提出した入札参加者のご意見を伺うことは可能です。ただし、本意見聴取は参考として、公開・非公開の決定が行われますので、予めご承知おきください。
4	北部	意見	実施方針	24	別添資料2 リスク分 担	※4に「詳細は入札説明書等公表時に示す」とありますが、要求水準書に記載のある市が負担する光熱水費の使用量の上限に加え、直近の使用実績値も公表をお願いします。	要求水準書に対する質問No. 4をご参照ください。